

国立大学法人東京農工大学監事監査規程の一部改正

現行	改正	改正理由
<p>本則</p> <p>第1章 総則</p> <p>(趣旨)</p> <p>第1条 この規程は、国立大学法人法(平成15年法律第112号。以下「法人法」という。)第11条第4項から第9項までの規定に基づき、監事及び監事が行う国立大学法人東京農工大学(以下「本学」という。)の監査(以下「監査」という。)に関し必要な事項を定めるものとする。</p> <p>第3章 監査後の措置</p> <p>(文部科学大臣への意見の提出)</p> <p>第10条 監事は、法人法第11条第9項の規定により文部科学大臣に意見を提出する場合には、あらかじめ学長にその旨を通知するものとする。</p>	<p>本則</p> <p>第1章 総則</p> <p>(趣旨)</p> <p>第1条 この規程は、国立大学法人法(平成15年法律第112号。以下「法人法」という。)第11条第6項から第11項まで及び第11条の2の規定に基づき、監事及び監事が行う国立大学法人東京農工大学(以下「本学」という。)の監査(以下「監査」という。)に関し必要な事項を定めるものとする。</p> <p>第3章 監査後の措置</p> <p>(文部科学大臣への意見の提出)</p> <p>第10条 監事は、法人法第11条第11項の規定により文部科学大臣に意見を提出する場合には、あらかじめ学長にその旨を通知するものとする。</p>	<p>「国立大学法人法」の条番号の訂正</p>

附 則 (令和5年9月25日規程第41号)  
この規程は、令和5年9月25日から施行する。